

はだの丹沢クライミングパーク
指定管理者指定選定結果報告書

令和8年6月
秦野市スポーツ推進審議会

1 趣旨

はだの丹沢クライミングパークの管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びはだの丹沢クライミングパーク条例（令和元年12月23日条例第12号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、市が指定した指定管理者が施設の管理に関する業務を実施しており、指定管理期間の終了に伴い、指定管理者を募集したものである。

2 施設設置目的

市民の健康増進及び表丹沢の魅力向上並びにクライミングの普及振興を図ることを目的とする。

3 対象施設の概要

(1) 名称及び所在

名称 はだの丹沢クライミングパーク

所在地 秦野市戸川1398番地（県立秦野戸川公園内）

(2) 施設の規模

ア 敷地面積 7,932.13㎡

イ 建物面積 建築面積496.06㎡

延床面積460.44㎡

ウ 構造等 軽量鉄骨造1階建

エ 主要施設 クライミングウォール

（幅20m×高さ約5m）2面

事務室、更衣室、トイレほか

4 選定までの経過

日程	内容
令和8年4月 3日（金）	公募開始
令和8年4月16日（木）	現地見学会（2社参加）
令和8年6月 3日（水）	申請書受付期限（1社申請）

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）	秦野市スポーツ推進審議会（秦野市指定管理者選定評価委員会として申請者のプレゼンテーションの内容を審査し、指定管理者を選定）
---------------------	---

5 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

6 応募資格

応募資格は、法人 若しくはその他の団体又は複数の法人等により構成された共同企業体で、次の各号の要件を全て満たす者とした。

- (1) 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生・更生手続中でないこと。
- (4) 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成 2 3 年秦野市条例第 1 8 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (6) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過していること。
- (7) 現地見学会に参加していること。

7 審査方法及び結果

(1) 審査方法

事業者から提出された事業計画書等の内容をあらかじめ定めた審査項目別に秦野市スポーツ推進審議会において評価し、全委員の評点の平均点を基に選定する方法とした。

(2) 審査結果

慎重かつ公正な評価をした結果、公益財団法人神奈川県公園協会を指定管理者の候補者として選定した。

公益財団法人神奈川県公園協会 112.1点／125.0点

（詳細は別紙「はだの丹沢クライミングパーク指定管理者選定
評点集計表」のとおり）